

平成29年9月19日

三田市長様

三田市オンブズパーソン 曾和俊文

三田市オンブズパーソン 西野百合子

平成29年7月21日付けで 申立てのありました意見等の 調査結果につきまして、  
 通知しました発意に基づく

三田市オンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立ての趣旨	<p>公文書公開請求により入手した資料「平成29年5月31日起案文書」に、「市民の声」という制度の運用としては、あってはならない下記の①措置と②内容があります。しかもこの決裁に、13名の職員が押印していることも驚きです。決裁結果の通知もないというのは、「無法」がここまで許されている職場になってしまっています。さらに、そのような判断に至った原因を、問題を指摘する者に転嫁し、法的な不備を指摘されている問題そのものの改善に向かおうとしないと感じます。オンブズパーソンの職能をお借りして、三田市政の姿勢の是正につなげたい。</p> <p>私の要求が不当なものではなく、職専免該当業務従事に際し時間外勤務命令と職専免の申請承認が両立しないという指摘を理解していただくための資料を添付します。</p> <p>①回答を行わない。      ②第三者の判断を求めるように誘導する。</p>
調査の結果	<p>1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。</p> <p>(1) 申立人は、本件の申立て理由として、次の点を意見等申立書に記載している。</p> <p>① 過日より、三田市の職専免の承認と時間外勤務命令の不備を指摘してきました。三田市のその対応に「法的な不備」が多々あり、是正を求めてきた経緯があります。しかるに、対応を前進させ、三田市の悪しき旧態を改善する方向に向かうどころか、指摘する者へ責任転嫁をする対応へと変化してきたと感じます。しかるに、指摘している問題点の是正は無いという苦情を申し立てたい。</p>

② 第三者の判断は、人事を尽くしてのちの最終的な方法であると考えてきました。しかるに、最初からこのような対応で「市民の声」を運用する姿勢であるならば、「市政に対して苦情がある場合は、訴訟をして下さい」というものです。まず真摯に対応し、「法を遵守できている回答」をすべきです。「法を遵守できている回答」ができない三田市の現状の市政に対して、未来の三田市のために、「法」に対する意識の高まりを期待したい。明日の風を三田市に吹かせたい。

(2) 以上に掲げる事項をもとに、申立人との面談で聴取した本件申立ての趣旨をまとめると次のとおりである。

① 市民の声制度（以下「市民の声」という。）において、十分な回答が得られていないにも関わらず、回答しないとしたこととした運用を問題視している。

② 「市民の声」において、市が回答拒否をし、第三者への対応を誘導することは不当である。市の職責において、回答すべきである。

2 以上に掲げる申立人の主張に対し、市の機関（総務課）に事情聴取により確認した点は、次のとおりである。

(1) 市は、「市民の声」の運用の中で、職員の職務専念義務の免除に関する条例及び運用の説明を行ってきた。市は説明責任を果たすことを目的として平成28年3月以前からも対応をしていることはもとより、平成28年4月以降は、口頭による説明の理解の食い違いを避けるため、文面による対応をしてきている。本件については、オンブズパーソンや住民監査によってすでに結果が出ているものではあったが、計10回の書面による対応で説明を行ってきた。

しかしながら、申立人は市の説明に納得せず、自己の独自の見解に基づき何度も同様の質問を繰り返してきているので、これ以上の説明は不要と判断したまでである。「回答を行わない」としたのは、「既に回答済みであるので、これ以上の回答を行わない」という趣旨である。

(2) 申立人が問題にしている事案について、市は法令を遵守しており、何ら問題はないと考えている。質問者が違法と主張する

のであれば、その成否の判断を然るべき第三者にゆだねられるべきであると考え。市は「市民の声」の中で、これ以上の対応をこの件に関して行う必要はないものと判断して、第三者の判断を求めるように誘導したものである。

3 以上の事情聴取を踏まえての、検討の結果は次のとおりである。

(1) 本件については、市は、「市民の声」において、申立人からの質問に対して、十分に回答していると判断する。

「市民の声」は、市民からの質問や意見に対して、必要な情報を示し、市の見解を説明することによって、市民の理解を得、市の説明責任を果たそうとするものである。最終的に、質問や意見を提出した者の見解と市の見解に齟齬があり、意見等提出者が市の見解に納得がいかないとしても、「市民の声」は、その見解の不一致について、いずれの見解が正しいのかを判定する制度ではない。

市の回答に納得がいかないとして、再度、同様の質問がなされても、市としては、同様の回答をするほかなく、このようなことが何度も繰り返される場合には、市が、既に回答済みであるとして新たな回答を行わないことにしても、そこに不当な点はないと判断する。

ただし、内部的に単に「回答を行わない」という決裁をとるのではなく、既に回答済みであるので回答する必要はないとすべきであり、またその旨を相手方にも通知等することが望ましかったといえる。今後の執務の際の参考にされたい。

(2) 本件では、申立人の見解と市の見解との間に見解の相違があり、そのいずれが正しいかについては、最終的には、裁判や住民監査請求等により判定するほかない。それゆえ、市が申立人に対して第三者の判断を求めるように誘導することに、不当な点はないと判断する。

4 最後に、オンブズパーソンとしては、職務に専念する義務の免除と時間外勤務命令の関係に関して、以下のとおり付言することをもって、調査を終えることとする。

申立人は、以前から「職務に専念する義務の特例に関する条例」(以下条例という。)の運用について、オンブズパーソンに申立て

	<p>を行い、また三田市監査委員に対しても住民監査請求（平成 27 年 7 月 15 日）を行ってきたが、それぞれの対応は既に終了している。今回の申立ては、この条例に関する質問が端緒であることから、念のために、再度、オンブズパーソンとしての見解を説明しておきたい。</p> <p>職務に専念する義務の免除を受けた上で職員が行う連合自治会の業務は、職員が個人的にサービスとして行っているわけではなく、市が、「その業務の全部又は一部が市の業務又は事務と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的支援を行うことが必要であると認め」（条例第 2 条第 1 項第 4 号）で、市長の承認の下で、当該職員の当該業務について給与を負担した上で、行われているものである。したがって、当該事務が休日に行われる場合などでは、市長からの時間外勤務命令と時間管理のもとで、職員は、市にとって重要な仕事として当該業務に従事しているわけである。職務専念義務の免除の形式をとっているのは、連合自治会等の固有事務が市の本来の業務ではなく、また、連合自治会等の団体の自主性を重んじるためである。以上のように、市は、市職員が勤務時間内に（通常の勤務時間外にあっては休日勤務等を命ずる時間外勤務命令を出した上で）公共的な団体の業務を行うことを、条例により、市にとって有益かつ必要であると認めて（給与も負担して）いるのであり、この点についての市の対応に違法な点はないと考えられる。</p>
備 考	